

大船渡市指名競争入札心得（電子入札）

（目的）

第1 この心得は、大船渡市が電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

（入札保証金等）

第2 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の3以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を会計管理者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保証証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 第1項本文に規定する入札保証金に代えて提供できる担保は、国債・地方債及びその他の確実に換金に容易なものとし、その保証価格の算定は、国債の場合は額面金額全額とし、その他の場合は市長の定めるところによる。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札終了後に還付するものとする。

5 落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者の申立てにより契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

（入札参加者資格の確認）

第3 入札参加者は、電子入札にあつては、電子証明書を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行っていないなければならない。

（入札等）

第4 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、定められた期間内に、入札書をシステムにより提出しなければならない。

ただし、工事に係る入札にあつては、工事費内訳書を入札書に添付して、システムにより提出する。

3 入札書等は、指名通知書で指定した提出先に提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

4 入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載するものとする。

（公正な入札の確保）

第5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についてい

かなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 市長は、指名通知書、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、指名通知書で示す入札手続等を取りやめることがある。

- 3 入札の執行に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止とすることがある。

(入札の無効)

第7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が必要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) 開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (5) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札
- (9) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (10) システム及びICカードの不正使用により行った入札
- (11) 工事費内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (12) 入札書に記載された金額と工事費内訳書の金額が一致しない入札
- (13) 虚偽の申請その他入札に関する条件に違反した入札を行った者がした入札

(入札の辞退)

第8 入札を辞退するときは、指名通知書で示す入札期間内に電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(落札者等の決定)

第9 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者がシステムの入

札書画面に入力したくじ番号に従い、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

(再度入札)

第10 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札の手続に移るものとする。

2 入札を辞退した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

3 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を終了する。

(契約書等の提出)

第11 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としない場合がある。

(契約締結の留意事項)

第12 落札者の決定後、契約締結(議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決)までの間に落札者(共同企業体の場合は、その構成員を含む。)が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

(1) 市営建設工事等に係る指名競争入札における指名停止措置要綱に基づき、大船渡市から指名停止を受けた場合

(2) 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合

(3) 法令等違反が明らかになり、市長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

(契約保証金等)

第13 落札者は、契約担当者から契約書の案の交付を受けたときは、速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を市指定金融機関に振り込み、領収証の交付を受け、その写しを契約担当者に提出しなければならない。

4 第1項本文に規定する契約保証金に代えて提供できる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第3条第3項に規定する債券等

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

(3) 保証事業会社(公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

5 前項各号の担保の保証価格の算定は、(1)においては第3条第3項の規定を準用し、(2)、(3)はその保証する金額とする。

6 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が、第4項の(2)、(3)である場合においては、当該保証にかかる保証書を提供しなければならない。

(異議の申立て)

第14 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不

明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 15 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、施行日以後に指名通知を行なうものから適用する。